

# 令和7年度山梨県児童相談所 SNS 相談受付運營業務委託 「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続きを実施します。

なお、令和7年2月山梨県定例県議会において、本業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和7年2月28日

## 1 業務の目的

現在、児童虐待相談件数は年々全国的に増加しており、本県も同じ傾向にある。本業務委託は、こども家庭庁が開設した「親子のための相談LINE」を活用することで、子どもや保護者の悩みにいち早く対応し、児童虐待の未然防止、支援が必要な児童の早期発見などの体制を確保することを目的とする。

## 2 業務の内容

### (1) 委託業務名称

令和7年度山梨県児童相談所 SNS 相談受付運營業務委託

### (2) 業務内容

別添「令和7年度山梨県児童相談所 SNS 相談受付運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

### (3) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

### (4) 委託料上限額

金 21,288,071 円（消費税及び地方消費税を含む。）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

## 3 企画提案に係る日程

(1) 募 集 開 始	令和7年2月28日（金）
(2) 企画提案参加資格確認申請書提出期限	令和7年3月7日（金）午後5時
(3) 質 問 票 提 出 期 限	令和7年3月7日（金）午後5時
(4) 質 問 回 答	令和7年3月10日（月）
(5) 企 画 提 案 書 提 出 期 限	令和7年3月12日（水）午後5時
(6) プレゼンテーション審査	令和7年3月18日（火）実施予定
(7) 最 終 審 査 結 果 通 知	令和7年3月21日（金）頃発送予定

## 4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、企画提案応募資格確認申請書（様式第1号）を1部提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提案参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- エ この公告の日から契約までの間に、山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者。
- オ 児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談事業の実績があること。

## (2) 提出書類

企画提案への参加を希望するものは、次の書類を期日までに提出すること。

- ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 業務実績証明書（様式第3号）

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登録されている場合は、山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写しを添付すること。この場合、上記イの誓約書（様式第2号）の提出は不要とする。

## (3) 提出期限

提出期限は、「3 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

提出は、平日の午前9時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年条例第6号）に定める県の休日を除く日程とする。（以下同じ。）

## (4) 提出場所

- 山梨県 子育て支援局 子ども福祉課 児童養護・発達障害担当
- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
  - ・電話 055-223-1457（直通）

## (5) 提出方法

持参又は郵送により、期限までに必着のこと。

## (6) 結果通知

参加資格審査結果は、随時郵便により送付する。

提案参加資格がないと認められたものは、参加資格の結果通知を受けた日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に、書面（任意様式）により理由について説明を求めることができる。

## 5 企画提案に係るスケジュール

### (1) 質問の受付

#### ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式第4号）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに提出すること。その際、件名を「令和7年度山梨県児童相談所 SNS相談受付運營業務に関する質問（貴社名）」とし、送信後は電話にて山梨県側の受信を確認すること。なお、電話による質問は受け付けない。

山梨県子育て支援局子ども福祉課 児童養護・発達障害担当  
メールアドレス kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和7年2月28日（金）から3月7日（金）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案参加資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。  
なお、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 企画提案書等の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

- ・ A4判両面印刷、縦型、横書き、左綴じ、20ページ以内とすること。
- ・ A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。
- ・ 日本語表記で11ポイント以上であること。

イ 見積書（任意様式）

- ・ 金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。
- ・ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。
- ・ 見積額は、委託料上限額の範囲内とすること。

ウ 法人の概要書

- ・ 様式は任意とし、役員名簿、会社概要、財務状況等を示すもの。
- ・ 会社概要等の紹介パンフレット等がある場合は添付すること。

エ 提出部数及び提出方法

- ・ 書面により上記ア～ウを正本1部、副本7部を提出すること。
- ・ 提出は持参又は郵便・宅配により、提出期限までに必着のこと。なお、持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを電話で確認すること。

オ 提出期限

- ・ 令和7年3月12日（水）午後5時（必着）
- ・ 持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

カ 提出場所

- 山梨県 子育て支援局 子ども福祉課 児童養護・発達障害担当
- ・ 所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
- ・ 電話 055-223-1457（直通）

## 6 審査・結果について

(1) 審査方法

企画提案者の企画書及びプレゼンテーションにより審査する。

(2) 審査会

①日時

令和7年3月18日（火）（予定） ※各参加者の時間等詳細については別途連絡する。

②場所

山梨県庁（甲府市丸の内一丁目6番1号） ※詳細については別途連絡する。

③プレゼンテーション時間

30分程度（提案書説明15分、質疑応答10分、入退室時間を含む。）

提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに終了とする。

④参加人数

企画提案の説明及び質疑応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入退室は2名以

内とする。

#### ⑤その他

- ・プレゼンテーションでは、提出した企画書に沿って説明を行うこととする。なお、プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。
- ・会場には県側でパソコンからの出力設備（モニター等）を用意する。
- ・やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、又は、遅刻した場合は、選定から除外する。

#### (3) 審査基準・契約候補者の選定

審査は、審査基準（別紙「審査基準書」による）に基づき審査し、総得点が第1位の者を契約締結候補者とする。第1位の者が複数いる場合、経費の見積等を総合的に判断し、契約締結者を選定する。

総得点が第1位であっても、仕様書に沿わない場合や著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に選定しないことがある。

#### (4) 結果通知

審査結果は書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等（5（2）ア～ウ参照）を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為又は参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことを確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
  - ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
  - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

## 8 契約の締結等

### (1) 契約の方法

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、又は、優先交渉権者が契約締結までの間に「4 企画提案の参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(2) 契約の締結は、令和7年度当初予算発効後に行う。また、令和7年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

## 9 契約書

別添契約書（案）のとおり

## 10 その他

- (1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (4) 参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届（様式第5号）」によるものとし、企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (8) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

## 11 問い合わせ先

山梨県 子育て支援局 子ども福祉課 児童養護・発達障害担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
- ・電話 055-223-1457（直通）
- ・メールアドレス kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

## 審査基準表

下表の基準に従って審査員が、企画提案初頭について審査基準をもとに評価したものを評価点（100点満点）とする。最終的に各審査員の評価点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、順位決定を行う際に、得点が高同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

また総得点が1位であっても、仕様書に合わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、最優秀提案者としめないことがある。

なお、参加事業者が1社の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加事業者を交渉権者とする。

審査項目	審査内容	配点
1 事業者の 適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待防止に係る早期対応及び児童相談対応について本業務の重要性を理解し、常に問題意識を持って本業務に臨むことができるか。</li> <li>・ 過去の実績や組織体制等から、適切な業務遂行能力が認められるか。</li> <li>・ 児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談業務の十分な実績があるか。</li> </ul>	30 点
2 相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の実施に必要な資格・知識・経験等を有する人員が配置されているか。</li> <li>・ 相談内容を児童相談所へ連絡する際の送付内容・送付先を確認するための体制が整っているか。</li> <li>・ 相談者へ適切な相談窓口を紹介すべく、関係機関の情報収集にあたることのできているか。</li> <li>・ 従事者の研修体制が整備されているか。</li> </ul>	50 点
3 情報セキュ リティ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者の個人情報保護や情報セキュリティに係る環境整備及び取り組みは適切か。</li> </ul>	10 点
4 見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書に沿って必要な経費（見積額）が適正かつ経済的に積算されているか。</li> </ul>	10 点
		100 点